

61—12 T

**引用商標が無効、取消審判に係属中の
査定不服審判の取扱い**

商 § 4①十一に係る拒絶査定不服審判（この節 61—12 において「後の審判」という。）において、引用された登録商標に係る無効審判又は取消審判（この節 61—12 において「先の審判」という。）の審決が確定していないとき、後の審判については、以下のとおり取扱う。

1. 先の審判の請求が不成立の場合は、先の審判の審決の確定前であっても、該先の審判に係る登録商標を引用商標として後の審判に係る商標を拒絶する（後の審判の請求を不成立とする）審決をすることができる。
2. 先の審判の請求が成立（無効・取消）の場合は、先の審判の審決が確定するまでは後の審判の審決は保留する。

理由は以下のとおり。

商 § 4①十一は、当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標は商標登録を受けることができない旨規定している。

そして、無効審判、取消審判によって、商標登録が無効、又は取消されるためには、審決の「確定」が要件とされる。

先の審判の審決が無効・取消審決の場合、その審決が確定するまでは商標権は存在し、「登録商標」は実在することから、当該審決の確定前に後の審判について登録審決をすると、先の審判に係る登録商標と後の審判に係る商標の二重登録状態が生じることとなる。

ところで、商標法は、商 § 4①十一（他人の登録商標と同一又は類似）及び商 § 8(先願)にみられるごとく二重登録を排除している。

したがって、二重登録状態が生じるおそれのあることを知りつつ、審決することは好ましくない。

他方、先の審判の審決が不成立の審決の場合は、先行商標は「登録商標」であることから、後の審判に係る商標は商 § 4①十一に該当するので、先の審判の審決の確定を待つまでもなく拒絶の審決ができる。また、二重登録の問題は何ら生じるものではない。

(追加 H27. 10)